

令和5年度 放課後児童クラブの利用申込のご案内

南砺市教育委員会 こども課

放課後児童クラブとは

保護者等の児童を保育する方が、就労等で平日の放課後や土曜日・夏休みなどの日中に家庭にいない場合に利用できます。



1. 対象児童

- ・市内の小学校に就学し、保護者（両親や同居の親族、同一校区内に居住する74歳以下の祖父母）の就労等によって、保育を受けることができない児童
- ・保護者による送迎が可能な児童

2. 実施期間・時間

期間	4月1日～翌3月31日まで ※日曜・祝日・年末年始（12/29～翌1/3）を除く 新1年生も4月1日から利用できます。	
開設時間	学校へ登校する日	14:00～18:30
	学校休業日（土曜日、長期休業日等）	8:00～18:30
	※開設時間にかかわらず、保護者の就労が終わり次第お迎えに来てください。 保護者が就労等お休みの日は、ご利用をお控えください。	
利用料	基本無料 スポーツ安全保険料1,450円（年間）	
延長制度	申請による有料延長（30分）が可能です。事前に申込が必要です。 ※1回150円（月額上限2,000円） 早朝（学校休業日の7:30～8:00） 夕方（18:30～19:00）	

- ※ 緊急時（大雨、暴風等の悪天候時など）に閉所や実施時間を変更する場合があります。
- ※ 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等による学級・学年閉鎖または休校中の児童は利用できません。

3. 申込方法 ※利用する際は毎年申し込みが必要です。

- (1) 申込先 利用を希望するクラブまで（学校・市役所では受付しておりません。）
- (2) 申込書類 各クラブにあります。また、市のホームページに掲載しています。
 - ①放課後児童クラブ利用申込書（きょうだいで申し込む場合は人数分）
 - ②就労証明書等（きょうだいの場合2人目以降はコピー可）

4. 申込期間 令和5年1月17日（火）～1月31日（火）（厳守）

※先着順ではありません。定員を超える申込があった場合、選考により利用希望に添えない場合があります。

※受け入れ決定のご案内は、3月上旬頃に保護者様宛に郵送で通知いたします。

5. 南砺市放課後児童クラブ一覧

名称・定員		所在地	電話番号・FAX
さくらっこクラブ	50人	城端1582-1 (城端児童館さくらっこ内)	0763-62-2897
井波子どもホーム	50人	山見1365 (井波児童館きぼりっこ内)	0763-82-5770
アルカスクラブ (低学年)	55人	二日町435-1 (福野児童センター アルカス内)	0763-22-3898
アルカスのびのびひろば (中・高学年)	55人	苗島4799 (福野B&G海洋センター内)	080-6359-4453
福光中部っ子クラブ (低学年)	40人	法林寺1 (福光中部小学校内)	0763-52-7611
きっずらんどクラブ	40人	福光1269-1 (福光児童館きっずらんど内)	0763-52-8200
福光東部っ子クラブ	40人	荒木456 (福光東部小学校内)	0763-52-7633
東部げんきっ子クラブ	40人		
福光南部っ子クラブ (原則低学年)	25人	小坂708 (福光南部小学校内)	0763-52-1115

6. 就労証明書等 申込書類について

- 証明する書類については、保護者及び同居の18歳以上の親族、同一校区内に居住する74歳以下の祖父母の分が必要です。
- 就労の場合は、勤務時間が概ね午後3時を超える就労を常態としておくことが必要です。
- 疾病・障害、介護等により児童の監護が出来ない場合は、診断書など客観的に事実が分かる書類を添付してください。
- 申込内容、証明に事実の相違が判明したときは、利用決定を取り消す場合がありますので正確にご記入ください。
- 選考にあたり、保護者の方へ電話での問い合わせや、就労状況の確認等で勤務先へ問い合わせる場合がありますのでご注意ください。
- 就労状況の変更（勤務先、勤務時間、日数など）、家族構成の変更（離婚、再婚）など、申込書類の記載内容に変更が生じた場合は速やかに申し出ください。
- 営農の状況等によっては、時間を調整していただき、ご自宅で児童を監護することが可能であると判断する場合があります。また、農閑期の間、他のお仕事をされていない場合はお預かりできませんのでご注意ください。

入所理由		必要書類	入所期間
1 就労	居宅外で労働している (居宅内で労働しているが児童を保育することが困難な場合を含める)	・就労証明書、自家営業就業申立書または農業等従事証明書 (事業主の証明印が必要)	就労している期間
2 出産	保護者が出産予定である	・母子手帳の写し (出産予定日がわかる箇所)	産前6週～産後8週の期間
3 病気・障がい	疾病、負傷、または心身に障がいがある	・児童を保育できない理由書 ・次のいずれかの書類 ② 身体障害者手帳等の写し ② 保育困難なことが記載された医師の診断書の写し	左記理由により利用を必要とする期間
4 介護・看護	同居および別居の親族を常時介護・看護している	・介護…児童を保育できない理由書、介護保険証の写し等 ・看護…児童を保育できない理由書、常時看護が必要であると書かれた医師による診断書の写し等	左記理由により利用を必要とする期間
5 就学	就学している	・在学証明書、合格通知書等 ・授業等のスケジュールが分かるもの	就学している期間
6 その他	上記以外	・児童を保育できない理由書等 (客観的に事実が分かる書類を添付)	左記理由により利用を必要とする期間

7. 利用予定表
及び
欠席の連絡

- ・前月おおむね25日までに利用予定表をクラブへ提出してください。
- ・欠席する場合、必ず連絡してください。(留守電メッセージ可)
(平日は午後3時まで、土曜・長期休業日は午前8時まで)
なお、留守電の場合は「お子さんの学年・氏名」をはっきりお伝えください。
- ・欠席やお迎え時間の変更、お迎えの方の変更は、必ず保護者からクラブへお知らせください。児童の口頭による連絡は認めません
- ・学校をお休み・早退する場合も連絡してください。(学校からクラブへの連絡がないため)

8. 児童の持参品
- ・利用時は各クラブから指定されたものを準備・提出ください。
 - ・利用が昼にかかる場合は、昼食を持参ください。
 - ・小さな持ち物にもすべて記名してください。
9. 約 束
- ①あいさつをしてクラブ室に入りましょう。
 - ②利用者名簿に名前や時間を記入しましょう。
 - ③はきもの、ランドセル、雨具などの持ち物は決められた場所にきちんと置きましょう。
 - ④その日の宿題などをしましょう。
 - ⑤みんなで楽しく好きな遊びや読書をしましょう。
 - ⑥迎えに来られたら遊具などをすぐに片付けましょう。
 - ⑦身支度をし、名簿に帰宅時間を記入して「さようなら」のあいさつをして帰りましょう。
 - ⑧必要のないもの（お金、ゲーム、シールなど）は持ってきません。
- 10 帰 宅
- ・閉所時間前のお迎えを厳守願います。
 - ・原則、保護者による迎えをお願いします。お迎えの方に変更がある場合は、必ずお知らせください。連絡が無い場合、お子さんを引き渡しません。
 - ・お迎えの際は、必ず保護者が時間やサインを書いて、職員に帰宅することを告げてから児童を連れて帰ってください。
- 11 退 所 届
- ・家庭の都合などで退所するときは必ず届け出てください。
- 12 そ の 他
- ・感染症対策のため、登所時の体温測定やマスク着用等にご協力願います。
 - ・児童が体調不良の際は、早めのお迎えをお願いします。
 - ・体調不良の際には、無理をして利用されないようお願いいたします。気になる様子があれば必ず職員にお知らせください。
 - ・急な病気やケガ、利用予定なのに来られないなどの場合、職場に連絡することがあります。緊急連絡先は、必ず連絡が取れるようにしておいてください。

ご不明な点がありましたら、各クラブまたはこども課へお問い合わせください。



南砺市教育委員会こども課 Tel: 0763-23-2010